

令和 6 年 7 月 29 日

各府省等官房長等
各都道府県知事
各都道府県教育委員会教育長
各指定都市市長
各指定都市教育委員会教育長
各人事委員会委員長 殿
各国公立大学長
各国公立高等専門学校長
著作権法施行令第1条の3第1項
第6号の指定を受けた図書館の長
各関係団体の長

文化庁次長

合 田 哲 雄

文部科学省総合教育政策局長

茂 里 毅

文部科学省研究振興局長

塩 見 みづ 枝

「著作権法施行令の一部を改正する政令」の施行（令和 6 年 8 月 1 日施行）について（通知）

この度、「著作権法施行令の一部を改正する政令」（令和 6 年政令第246号）が令和 6 年 7 月 12 日に公布され、同年 8 月 1 日から施行されることとなりました。

今回の改正は、著作権法施行令（昭和45年政令第335号。以下「令」とする。）に、
（1）著作権法（昭和45年法律第48号。以下「法」とする。）第31条第1項第1号及び同条第2項の委任に基づき、特定図書館等による図書館資料の複製物の提供及び公衆送信について、著作物等の全部の複製又は公衆送信が認められる著作物等の

類型を追加するとともに、（２）法第41条の２第２項の委任に基づき、公衆送信等を行うことのできる行政審判手続を規定する法律を追加するものです。¹

これらの規定の趣旨及び概要は下記のとおりですので、御了知いただくようお願いいたします。

また、このことについて、（１）については、図書館等における実務の観点から、都道府県知事及び指定都市市長におかれては、域内の市（指定都市を除き、特別区を含む。以下同じ。）町村、所管又は所轄の図書館（指定管理者制度等を導入している場合は、指定管理者等を含む。以下同じ。）に対して、都道府県教育委員会におかれては、域内の市町村教育委員会、所管又は所轄の図書館に対し、この旨を周知くださるようお願いいたします。なお、都道府県知事及び都道府県教育委員会におかれては、本件について域内の市町村及び市町村教育委員会において、その所管又は所轄の図書館に対して適切に周知が図られるようご配慮をお願いいたします。

（２）については、行政審判手続に係る実務の観点から、都道府県知事におかれては、域内の市町村に対して、この旨を周知くださるようお願いいたします。

記

1 図書館等において全部の複製及び公衆送信を可能とする著作物等の追加について（第1条の4・第1条の5関係）

法第31条第1項第1号に基づく図書館等が行う著作物等の複製物の作成及び提供並びに同条第2項に基づく特定図書館等が行う公衆送信については、原則として、図書館資料の一部分²をその対象としているが、著作権者等の利益を不当に害しないと認められる特別な事情があるものとして政令で定めるものは、その全部を複製・公衆送信することが可能である。

今回、言語の著作物のうち、その全部が図書館資料の見開き面（紙の図書館資料にあつては当該図書館資料を開いたときに一覧することができる２枚の紙から成る面をいい、紙以外の図書館資料にあつてはこの面に相当するものとして文部科学省令で定める当該図書館資料の一部分をいう。）の一つ又は連続する二つの見開き面に掲載されているもの（定期刊行物に掲載されたものは除く。）³について、全部の複製・公衆送信をすることができる著作物等として、追加したこと。

¹ （１）（２）ともに、法第86条及び第102条で準用する場合を含む。

² 解釈上、「一部分」は著作物全体の半分以下であると解されている。

³ 例えば、短歌や俳句といった分量の少ない著作物が考えられる。

2 著作物等の公衆送信等を行うことができる行政審判手続を定める法律の追加について（第2条の4関係）

法第41条の2第1項において、裁判手続及び行政審判手続のために必要と認められる場合には、その必要と認められる限度において、著作権者等の許諾なく、著作物等の複製をすることができることとされている。

さらに、同条第2項において、行政審判手続のうち、特許法その他政令で定める法律の規定によるものについては、電磁的記録を用いて行い、又は映像もしくは音声の送受信を伴って行うもののために必要と認められる限度において、著作権者等の許諾なく、著作物等の公衆送信等を行うことができることとされている。

今回、以下の法律の規定による行政審判手続について、政令で定める法律の規定による行政審判手続として追加したこと。

- ① 地方公務員法（昭和25年法律第261号）
- ② 実用新案法（昭和34年法律第123号）
- ③ 意匠法（昭和34年法律第125号）
- ④ 商標法（昭和34年法律第127号）
- ⑤ 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）

なお、他の法律においてこれらの法律で定める行政審判手続を適用又は準用している場合においても、今回公衆送信等を可能とした行政審判手続の趣旨を超えないものについては、当該他の法律の規定による行政審判手続においても、電磁的記録を用いて行い、又は映像若しくは音声の送受信を伴って行うもののために必要と認められる限度において、著作権者等の許諾なく、公衆送信等ができると考えられること。

また、今回の改正により、法第41条の2第2項及び令第2条の4において公衆送信等を可能としたのは上記法律で定める手続のうち、行政審判手続に該当するものであり、当該法律に規定される全ての行政手続における公衆送信等を可能としたわけではないことに留意が必要であること。

3 その他の規定の整備

今般の改正に伴う所要の規定の整備を行うこととしたこと。

【添付資料】

- 別添 1 著作権法施行令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第246号）の概要
- 別添 2 著作権法施行令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第246号）条文
- 別添 3 著作権法施行令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第246号）新旧対照表
- 別添 4 著作権法施行令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第246号）参照条文

担当 文化庁著作権課法規係 電話 03-5253-4111（内線4824）
--